

環 備 - 4 4 0
令和元年 1 2 月 1 1 日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長



産業廃棄物処理業に係る「許可申請書作成のための手引き」の
改訂について（通知）

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）が令和元年 6 月 14 日に公布され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等が改正、同年 12 月 14 日から施行されることとなりました。

改正法等の施行に伴い、県では、産業廃棄物処理業に係る「許可申請書作成のための手引き」を改訂します。

詳細については、秋田県公式ウェブサイトに掲載しますので、貴会員へ周知して下さるようお願いいたします。

[掲載場所]

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」

部署別一覧 - 生活環境部 - 環境整備課 - 産業廃棄物処理業者関係

【担当】

生活環境部環境整備課廃棄物対策班

電 話 : 018-860-1624

F A X : 018-860-3835

E-mail : recycle@pref.akita.lg.jp

